

## 第67表 迷惑防止条例違反の送致状況

違反態様	平成 22 年		平成 21 年		前 年 比		
	件 数	人 員	件 数	人 員	件 数	人 員	
<b>総 数</b>	<b>2,405</b>	<b>2,361</b>	<b>2,343</b>	<b>2,340</b>	<b>62</b>	<b>21</b>	
ダフヤ行為(第2条)	26	27	14	18	12	9	
ショバヤ行為(第3条)	-	-	-	-	-	-	
景品買行為(第4条)	-	-	-	-	-	-	
粗暴行為 (第5条)	卑わい行為(第1項)	1,957	1,914	2,016	2,001	△59	△87
	うち)盗撮	(201)	(198)	(185)	(183)	(16)	(15)
	その他(第2・3・4項)	-	-	-	-	-	-
つきまとい行為等(第5条の2)	9	9	7	7	2	2	
押売行為(第6条)	-	-	-	-	-	-	
不当な客引行為(第7条)	413	411	300	309	113	102	
ピンクビラ配布行為等(第7条の2)	-	-	6	5	△6	△5	

注 「盗撮(画像が記録媒体に保存されている場合)」は卑わい行為の内数である。

数値：生活安全特別捜査隊

## 第68表 ストーカー規制法違反等の措置状況

区 分	平成 22 年	平成 21 年	前 年 比	
ストーカー行為等に係る相談	1,032	1,120	△88	
警告書の交付(第4条)	154	167	△13	
禁止命令(第5条)	11	8	3	
仮の命令(第6条)	-	-	-	
援助の実施(第7条)	101	133	△32	
送致	ストーカー行為違反(第13条)	21	26	△5
	禁止命令違反(第14条)	5	-	5

注 ストーカー規制法とは「ストーカー行為等の規制等に関する法律」をいう。

数値：生活安全総務課

## 第69表 DV防止法違反等の措置状況

区 分	平成 22 年	平成 21 年	前 年 比	
配偶者の暴力行為に係る相談	2,688	2,871	△183	
接近禁止・退去命令(第10条)	20 (14)	36 (31)	△16	
接近禁止(第10条1項1号)	95 (88)	100 (87)	△5	
退去命令(第10条1項2号)	-	-	-	
援助の実施(第8条の2)	1,261	1,322	△61	
送致	保護命令違反(第29条)	4	8	△4

注 ( ) 内は、「電話等を禁止する命令等」と併せて発令された件数を内数として表示したもの。

数値：生活安全総務課